

## 福岡県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領

平成 22 年 10 月 26 日 22 団指第 1999 号農林水産部長通知  
平成 24 年 12 月 12 日 23 団指第 2459 号農林水産部長通知  
令和元年 5 月 21 日 1 団指第 239 号農林水産部長通知  
令和 2 年 12 月 28 日 2 団指第 2530 号農林水産部長通知  
令和 5 年 1 月 20 日 4 団指第 2666 号農林水産部長通知  
令和 7 年 7 月 1 日 7 団指第 373 号農林水産部長通知

最終改正 令和 7 年 12 月 25 日 7 団指第 373 号-2 農林水産部長通知

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 6 条に定められた農業改良資金貸付資格の認定にかかる本県における事務取扱については、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、農業改良資金制度の運用について（平成 14 年経営第 2044 号農林水産省経営局長通知）及び福岡県農業経営改善関係資金事務取扱要領（平成 14 年経金第 105 号。以下「改善資金要領」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 229 号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号）及び福岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領（令和 5 年 5 食地産第 18 号。以下「みどり認定要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

### 1 貸付資格認定対象者

貸付資格認定対象者は、要綱第 3 の 1 及び第 4 の 1 に定めている貸付対象者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

### 2 農業改良資金貸付資格の認定手続きについて（フロー図：別記）

- (1) 借入希望者は、農業改良資金貸付資格認定申請書（様式 1）を、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（改善資金要領別紙 1）とともに、公庫又は公庫の受託金融機関（以下「公庫等」という。）に提出する。また、借入希望者が会社その他団体である場合は、役員名簿（別紙）も併せて提出する。

なお、借入希望者が作業受託組織等である場合には、様式1に代えて様式2を、借入申込希望書兼経営改善資金計画書に代えて公庫が別に定める様式を用いて借入の申込みを行うこと。借入希望者が特例対象者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第1項の認定中小企業者等）である場合には、様式1に代えて様式3を、借入申込希望書兼経営改善資金計画書に代えて公庫が別に定める様式を用いて借入の申込みを行うこと。

(2) 公庫等は、(1)の農業改良資金貸付資格認定申請書（添付資料である借入申込希望書兼経営改善資金計画書を含む。以下同じ。）に農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について（様式4）を添えて、普及指導センターに提出する。

(3) 普及指導センターは、(2)の書類の送付を受けたときは、次のア及びイに基づき速やかに審査し、農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（様式5）を添付して農林事務所農業振興課（農山村・農業振興課）（以下「農業振興課」という。）に送付する。

なお、申請内容において、その取組が農業改良資金の貸付対象ではあるが、林業に関する技術である場合、様式5は添付せずに農業振興課に送付する。

ア 申請内容が、農業改良措置に該当するかどうか。

この場合、農業改良措置の判断にあたっては、要綱第2の2をもとに行うものとする。

イ 借入希望者が申請にかかる農業改良資金をもって農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請にかかる地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められるかどうか。

(4) 農業振興課は、(3)の書類の送付を受けたときは速やかに審査し、当該書類を団体指導課に送付する。

なお、申請内容において、その取組が農業改良資金の貸付対象ではあるが、林業に関する技術である場合、農業振興課は、(2)の書類を添付して農林事務所林業振興課（以下「林業振興課」という。）に農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（林業技術）（様式6）の作成を依頼するものとし、林業振興課から様式6の送付を受けたときは、速やかに審査し、様式6及び(3)の書類を団体指導課に送付する。

(5) 団体指導課は、(4)の書類の送付を受けたときは速やかに審査し、普及指導センターが(2)の書類を受理した日から原則2週間以内に、農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式7）及び農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について（様式8及び様式9）により、公庫等、農林事務所及び普及指導センターに対し、当該認定の審査結果を通知する。（この場合、様式7による借入希望者への通知についても、併せて公庫等へ送付するものとする。）

(6) 公庫等は、(5)により受け取った様式7による当該認定の審査結果の通知書を、借入希望者に送付する。

(7) みどり認定要領に基づく申請で農業改良資金の借入を希望する場合の認定手続きは、以下のとおりとする。

ア 借入希望者は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（みどり認定要領別記様式第1号）、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（同要領別記様式第2号）、特例措置の活用に関する事項（同要領別表1）、環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項（同要領別表2）、環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項（同要領別表3）、農業改良措置に関する事項（同要領別表4）を農業振興課又は林業振興課に提出する。

イ 農業振興課又は林業振興課は、アの書類を受領したときは速やかに審査し、農業振興課は当該書類を普及指導センターに送付する。

ウ 普及指導センターは、イの書類の送付を受けたときは、(3)のア及びイに基づき速やかに審査し、農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（改善資金要領様式5）を農業振興課に送付する。

エ 農業振興課は、イの書類に農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（改善資金要領様式5）を、林業振興課は、イの書類に農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（林業技術）（改善資金要領様式6）を添付して食の安全・地産地消課に送付する。

オ 食の安全・地産地消課は、エの書類の送付を受けたときは速やかに審査し、当該書類を団体指導課に送付する。

カ 団体指導課は、オの書類の送付を受けたときは速やかに審査し、当該書類を公庫等に送付する。

団体指導課は、公庫等から審査結果の回答を受けたときは、食の安全・地産地消課に公庫等の審査結果を回答する。

キ 食の安全・地産地消課は、農林事務所を經由して、環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書（みどり認定要領別記様式第3号）又は環境負荷低減事業実施計画に係る不認定通知書（みどり認定要領別記様式第4号）により、借入希望者に当該認定の審査結果を通知する。

### 3 事業計画の変更に伴う貸付資格の再認定について

(1) 2により貸付資格の認定を受けた後、事業計画に変更が生じた場合には、借受者は公庫の定めるところにより、公庫の承認を受ける必要があるが、変更内容が、以下アからエに示す場合のように、認定された農業改良措置の内容と大きく異なるおそれがある場合には、公庫は、改めて貸付資格の認定を必要とするか否かについて、団体指導課と協議するものとする。

- ア 計画とは別の施設機械を導入する場合  
(型番が異なるだけ等の軽微な修正を除く)
- イ 別の資金使途で資金が必要となる場合
- ウ 初期の農業経営の改善の目的が果たせなくなる場合
- エ 農業改良措置の認定基準の重要な部分に変更となる場合 等

(2) (1) の協議の結果、あらためて貸付資格の認定を必要とすると判断された場合については、2に定める手続きに準じて、改めて貸付資格の認定を行うものとする。

附 則 (平成 22 年 10 月 26 日 22 団指第 1999 号農林水産部長通知)

1 施行期日

この要領は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。

2 経過措置

この要領の施行日前に、旧要領の規定により貸付決定された資金に係る事務取扱については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 8 月 1 日 23 団指第 782 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日 24 団指第 1595 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 24 年 9 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 12 日 24 団指第 2459 号農林水産部長通知)

この要領は、平成 24 年 12 月 12 日から施行する。

附 則 (令和元年 5 月 21 日 1 団指第 239 号農林水産部長通知)

この要領は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 28 日 2 団指第 2530 号農林水産部長通知)

この要領は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 20 日 4 団指第 2666 号農林水産部長通知)

この要領は、令和 5 年 1 月 20 日から施行し、改正後の福岡県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領の規定は、令和 4 年 5 月 18 日から適用する。

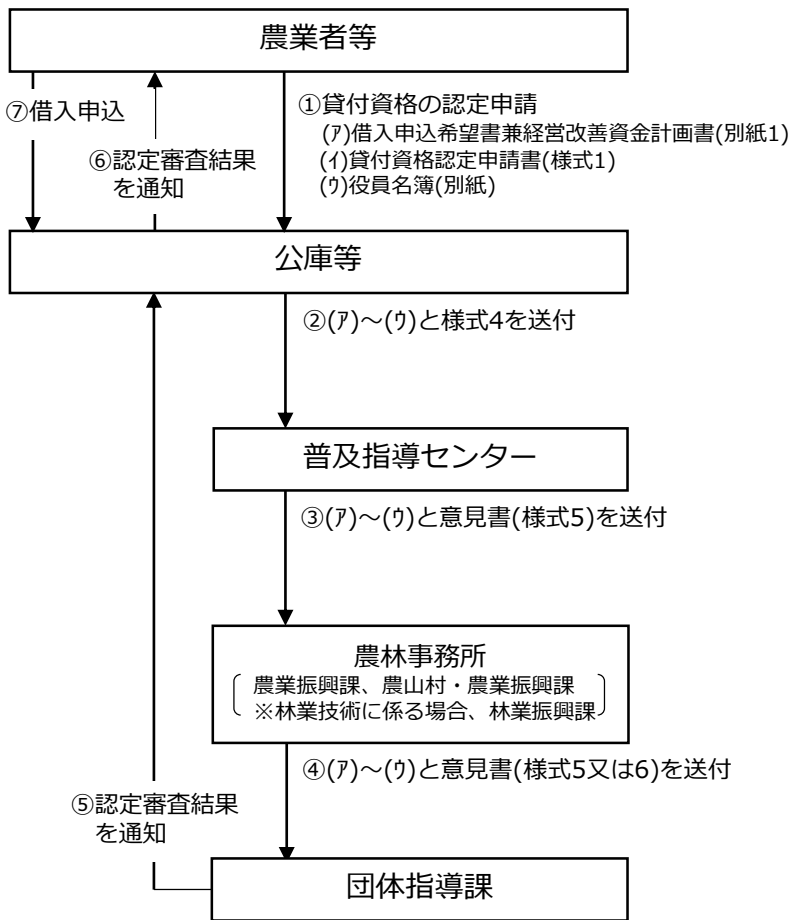
附 則 (令和 7 年 7 月 1 日 7 団指第 373 号農林水産部長通知)

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

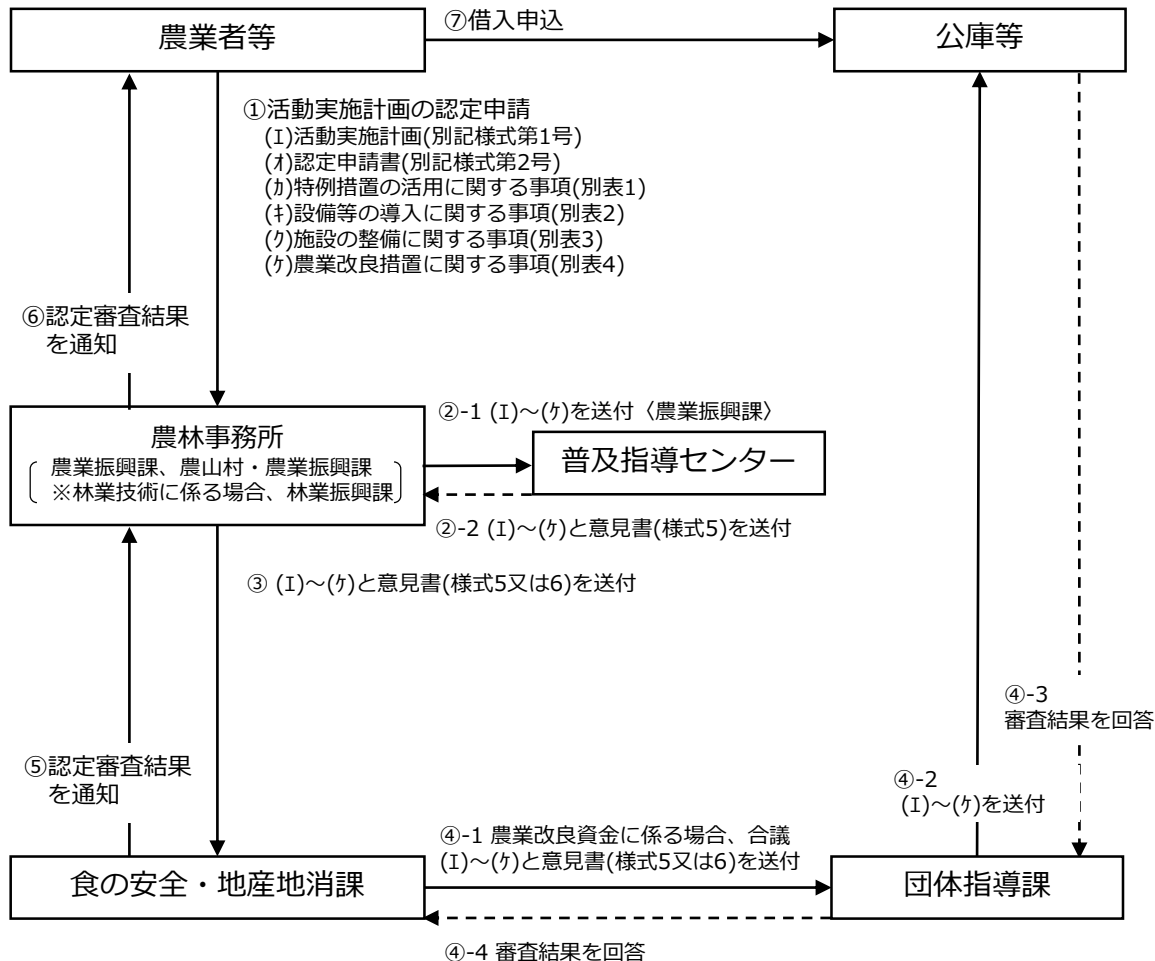
附 則（令和 7 年 12 月 25 日 7 団指第 373 号-2 農林水産部長通知）  
この要領は、令和 7 年 12 月 25 日から施行する。

# 【 認定手続きフロー図 】

## 〈 農業改良資金要領による場合 〉



## 〈 みどり認定要領による場合 〉



様式 1

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書

福岡県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

性別（男・女）

生年月日（ 年 月 日）

（会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 3 条第 1 項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

-----  
（別添）

福岡県農業経営改善関係資金事務取扱要領（平成 14 年経金第 105 号）第 4 に定める借入申込希望書兼経営改善資金計画書を添付する。

様式 2

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（作業受託組織等用）

福岡県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

性別（男・女）

生年月日（ 年 月 日）

（会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 3 条第 1 項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(注)関係機関とは、農業改良資金制度運用基本要綱(平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 6 で定める貸付けの手續において関係する公庫又は融資機関とする。

様式 3

年 月 日

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

福岡県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

性別（男・女）

生年月日（ 年 月 日）

（会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 6 の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注 1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第 4 の 1 の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。

（注 2）関係機関とは、運用基本要綱第 3 の 6 で定める貸付けの手續において関係する公庫又は融資機関とする。

-----  
(別添)

認定農工商等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

県知事が求めた場合は、運用基本要綱第 4 の 6 の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

様式 4

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

公庫又は融資機関の代表者

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、年 月 日付けで別添のとおり〇〇〇（申請者名）から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付いたします。

（別添）

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書を添付する。

- 注 1 作業受託組織等が申請者の場合にあつては、様式2を添付する。
- 2 特例対象者が申請者の場合にあつては、様式3を添付する。



別添（様式2 附属）

事業計画書

1 総括表

事業の対象となる部門	参加農業者戸数
	戸 うち要綱第3の1の(1)のア～エに該当する者 戸

	参加農業者の作物の面積 (ha)						
	稲	麦	野菜	果樹	・・・	その他	計
現況							
目標							

参加農業者の総耕作規模 (ha)				
水田	普通畑	樹園地	その他	合計

(注) 目標欄は、おおむね5年後の目標を記入すること。

2 組織の概要

名称	
主たる事業所の所在地	
会員数	
事業の概要	
設立の時期	設立 年 月 日
代表者の氏名	役名 (氏名)
資産の概要等	

(注) 定款又は規約を添付すること。

3 構成員の業務分担

役割	氏名	年齢

4 栽培管理等作業計画

	作 業 名 (ha)							備 考
	耕 起	は種	...	...	...	収 穫	乾 燥	
共同作業 受託作業								

5 機械・施設の利用計画

区分 作業名	既導入機械・施設				新規導入機械・施設			
	耕うん機	...	...	...	トラクター	...	...	...
耕 起	台				台			
は 種								
.....								
.....								

6 技術の導入等により解決しようとする課題の概要（農業改良措置の内容）

<p>(例) ・一連の能率的、省力的な技術を導入し、農作業の受託（〇〇〇等）による規模拡大を図る。</p> <p>・集团的生産組織を結成、運営する取組を進め、低コスト化による効率的な生産に資するための作業技術体系を導入する。</p>
--

7 貸付けの対象となる機械・施設等の導入計画

機械・施設等名	規模・能力等	員 数	単 価	金 額	備 考
			千円	千円	

8 資金計画

(単位：千円)

総事業費	資 金 調 達 方 法			備 考
	農業改良資金	自己資金	そ の 他	

9 添付資料

作業受託に係る事業の場合は、契約書等の写しを添付すること。

機械の共同利用については、機械の管理規程等を添付すること。

県知事が求めた場合は、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第3の6の(2)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添（様式3 附属）

受 理 機 関	
---------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所(場)の所在地、設立時期（個人にあつては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区分	具体的作物家畜名等
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	例 変更前 → 変更後 春まき小麦 春まき小麦 プラウ耕起～破土 (プラウ耕起) 破・整 ・整地～施肥・は種 地・施肥・は種 コンビドリルを導入することにより、春まき小麦のは種体系を変更。破土・整地・施肥・は種が1工程で可能となり、労働時間の軽減や適期は種作業を可能とし、コストの削減及び品質の向上が図られる。

※区分欄において、該当する選択肢に  を記すこと。

※農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるよう記載すること。

3 計画期間

年 月 日 ～ 年 月 日



6 連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物の調達総量 A	連携又は支援先の農業者等の氏名	連携又は支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量 (トン)	調達量の割合 (%) B/A	備考
初年度 ( 年度)							
2年目 ( 年度)							
3年目 ( 年度)							
4年目 ( 年度)							
5年目 ( 年度)							
最終年度 ( 年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間				年 月 日 ~ 年 月 日			

- (注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。
- (注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等をすべて引き受けることが見込まれること。
- (注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。
- (注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

## 農業改良資金貸付資格認定に関する意見書

申請者の住所、代表者名又は氏名	
借入希望額	
資金使途	
農業改良措置の内容	<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新たな加工部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 認定中小企業者等が連携先農業者等の農業改良措置を支援する取組 <input type="checkbox"/> 認定製造事業者等が連携先農業者等の農業改良措置を支援する取組 ※いずれかに、チェックを入れること
農業改良措置の具体的な内容	
上記農業改良措置の実施により、申請者の経営が改善される見込み	<input type="checkbox"/> 改善される見込みがある  <input type="checkbox"/> 改善される見込みはない
農業改良資金の貸付資格の認定に対する普及指導センターの意見	

年      月      日

普及指導センター長 \_\_\_\_\_ 印

注：北九州普及指導センター及び京築普及指導センターの場合、「普及指導センター長」とあるのは「農林事務所長（普及指導センター）」と読み替える。

## 農業改良資金貸付資格認定に関する意見書（林業技術）

申請者の住所、代表者名又は氏名	
借入希望額	
資金使途	
農業改良措置の内容	<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 新たな加工部門の経営の開始 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 <input type="checkbox"/> 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 <input type="checkbox"/> 認定中小企業者等が連携先農業者等の農業改良措置を支援する取組 <input type="checkbox"/> 認定製造事業者等が連携先農業者等の農業改良措置を支援する取組 ※いずれかに、チェックを入れること
農業改良措置の具体的な内容	
上記農業改良措置の実施により、申請者の経営が改善される見込み	<input type="checkbox"/> 改善される見込みがある  <input type="checkbox"/> 改善される見込みはない
農業改良資金の貸付資格の認定に対する農林事務所の意見	

年 月 日

農林事務所長 \_\_\_\_\_ 印

番 号  
年 月 日

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

殿

福岡県知事 印

(貸付資格を認定する場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知します。

(貸付資格を認定しない場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、以下の理由から農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知します。

貸付資格を認定しない理由

--

(別添)

提出のあった借入申込希望書兼経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 1 作業受託組織等が申請者の場合にあつては、借入申込希望書兼経営改善資金計画書に代えて様式 2 に添付された別添(様式 2 附属)の写しを添付する。

2 特例対象者が申請者の場合にあつては、借入申込希望書兼経営改善資金計画書に代えて様式 3 に添付された別添(様式 3 附属)の写しを添付する。

番 号  
年 月 日

公庫又は融資機関の代表者 殿

福岡県知事 印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付で〇〇〇(申請者名) から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせします。

(なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、年 月 日現在 円であるので、申し添えます。)

注：当該申請者に対して既に県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合、括弧書き以下の文を追加してその金額を通知すること。

---

(別添)

申請者に交付した農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書(様式7)の写しを添付する。

様式 9

(公印省略)

番 号  
年 月 日

農林事務所長  
普及指導センター長 } 殿

農 林 水 産 部 長  
(団体指導課金融係)

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付けで〇〇〇(申請者名) から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせします。

---

(別添)

申請者に交付した農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書(様式7)の写しを添付する。